

調査ノート（５）

英米における間接税・インボイス制度と仕入税額控除の実態

2026 年 8 月 2 日

1. はじめに

我が国における 2023 年 10 月の適格請求書等保存方式（インボイス制度）¹の導入に伴い、免税事業者（基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下である等の要件を満たし、消費税の納税義務が免除される事業者）からの課税仕入れに対する仕入税額控除²は、原則として全面的に不可とされた（財務省, 2023）。しかし、免税事業者と取引を行う買手側事業者（公益法人、中小企業、シルバー人材センター等を含む）の急激な税負担増や取引からの免税事業者排除³を緩衝するため、控除可能割合を段階的に縮小させる経過措置が講じられている。平たく言えば、免税事業者から仕入れを行う買手企業は、インボイス制度の導入直後は仕入れにかかった消費税相当額の一部をこれまでどおり自社の消費税納税額から差し引くことができるが、その割合が段階的に縮小し、最終的にはゼロになる、という制度である。

経過措置の控除割合は、令和 8 年度税制改正により見直された。2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 3 年間は仕入税額相当額の 80%、2026 年 10 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日までの 2 年間は 70%、2028 年 10 月 1 日から 2030 年 9 月 30 日までの 2 年間は 50%、2030 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日までの 1 年間は 30%を、それぞれ仕入税額控除として認める措置が講じられており、2031 年 10 月 1 日以降はこの経過措置自体が終了し、免税事業者からの課税仕入れは全額が仕入税額控除の対象外となる（国税庁, 2026a）。具体例で示すと、免税事業者から、慣行どおり消費税相当額 1,000 円を含めた 11,000 円でサービスを仕入れた場合、2026 年 9 月まではそのうち 800 円を、2026 年 10 月以降は 700 円を、それぞれ買手企業の消費税の納税額から差し引くことができる。しかし 2031 年 10 月以降はこの 1,000 円を一切差し引けなくなり、取引価格が見直されない限り、買手企業の負担が増すことになる。

あわせて令和 8 年度税制改正では、この経過措置に金額基準が設けられた。一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）が、その年又はその事業年度において 1 億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて経過措置を適用できないこととされている。

¹ 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な消費税率や税額を伝えるための請求書等をいう。国税庁の登録を受けた「適格請求書発行事業者」だけが発行でき、買手はこれを保存することで消費税の仕入税額控除を受けられる（国税庁, 2026b）。

² 仕入税額控除とは、事業者が売上時に受け取った消費税額から、自らが仕入れの際に支払った消費税額を差し引いて納税額を計算する仕組みである。この差引きが認められないと、同じ商品にかかる税が流通の各段階で二重・三重に積み重なってしまうため、その防止を目的とする。

³ 免税事業者に対し、課税事業者への転換や一方的な値引きを強いることは、独占禁止法、中小受託取引適正化法（取適法。2026 年 1 月 1 日施行。旧・下請代金支払遅延等防止法）およびフリーランス・事業者間取引適正化法等（2024 年 11 月 1 日施行）上、問題となり得る行為として関係省庁が注意を促している（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省, 2022；公正取引委員会, 2025）。

る（改正前の基準は 10 億円）。この基準は令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されるため、3 月決算法人では 2027 年 4 月開始事業年度からの適用となる（国税庁, 2026a）。判定は一の仕入先ごとに行われるため、特定の免税事業者に継続的・集中的に発注を行う法人ほど影響を受けやすい点に留意を要する。

当協会をはじめとする実務現場からは、高齢者のシルバー人材センターへの業務委託や、個人事業主・小規模非営利団体をパートナーとする公益活動への影響を危惧し、「免税事業者からの課税仕入れにかかる 70%控除経過措置（2026 年 10 月～）の当面維持・恒久化」を強く要望している（公益法人協会, 2026）。

本調査ノートは、こうした税制改正要望の背景を踏まえ、主要諸国である米国（United States）および英国（United Kingdom）における間接税制の構造、小規模事業者や非登録業者（免税事業者に相当）からの調達・取引における税負担軽減措置、および非営利・公益部門への配慮手法を比較・分析し、日本のインボイス制度に対する課題と対策を整理することを目的とする。

2. 米国の州小売売上税（Retail Sales Tax）における実態

2.1 連邦付加価値税（VAT）の不在と州売上税の仕組み

米国には、連邦レベルでの付加価値税（VAT）⁴や統一的な消費税は存在しない。代わりに、州および地方自治体（郡・市など）が独自に「小売売上税（Retail Sales and Use Tax: RST）」を課している（アラスカ、デラウェア、モンタナ、ニューハンプシャー、オレゴンの 5 州を除き、45 州およびコロンビア特別区で州レベルの売上税を導入）⁵（Tax Foundation, 2025/2026）。噛み砕いて言えば、日本の消費税が「モノやサービスが手から手へ渡るたびに少しずつ課税していく」方式であるのに対し、米国の売上税は「お店のレジで一度だけ課税する」方式に近く、仕組みそのものが根本的に異なっている。

米国の売上税は「最終消費」段階でのみ課税される単段階課税方式（Single-stage tax）である。したがって、日本や欧州のような「前段階税額控除（仕入税額控除）」という概念そのものが原則として存在しない（Tax Foundation, 2025/2026）。

2.2 事業者間取引（B2B）と小規模供給業者からの調達

売上税制度下において、事業者が転売目的（Resale）で仕入れる商品や、製造過程で直接原材料として組み込まれる物品を仕入れる場合、買手事業者は売手に対して「再販売免許／転売証明書（Resale Certificate）」⁶を提示する。これにより、仕入時の売上税は全額免除（非課税）となる（Sales Tax Institute, 2025a）。つまり、後で転売する予定の在庫品にまで税をかけてしまうと二重課税になってしまうため、その分の課税を「最終消費者に売れる瞬間」まで先送りする仕組みである。

一方、事業者が事業用備品や各種サービス（広告、コンサルティング、清掃等）を仕入れる「最終消費」に該当する取引については、売手が登録業者か小規模な非登録業者かに関わらず、最終消

⁴ 付加価値税（VAT）とは、生産・流通の各段階で生まれる付加価値に対して課税し、事業者が納税の際に仕入れにかかった税額を差し引く多段階課税方式の間接税である。日本の消費税や英国の VAT はこの方式に分類され、OECD 加盟国の多くが採用している（OECD, 2024）。

⁵ これら 5 州には州レベルの売上税がないが、アラスカ州では市・郡が独自に売上税を課しており、州内の一部地域では実際に売上税が発生する。

⁶ 転売証明書（Resale Certificate）とは、転売目的で商品を仕入れる事業者が売手に提示する証明書である。これを提示すると、仕入れの時点では売上税が課されず、最終消費者に販売される段階で初めて課税される。

費税（または補完税としての使用税：Use Tax）⁷が発生する（Sales Tax Institute, 2025a）。日本の免税事業者からの仕入れとは異なり、米国では「税を払うかどうか」自体は避けられず、単に「誰が税務当局へ納めるか」が売手と買手のどちらになるかが変わるだけという点が特徴的である。

- 売手が登録業者の場合：購入時に売上税が請求・徴収される。
- 売手が小規模で売上税徴収義務を持たない（または州外の新登録）業者の場合：買手企業側が自ら「使用税（Use Tax）」を計算し、州税務当局に直接自己申告・納付する義務（Consumer Use Tax）を負う。

2.3 非営利法人（501(c)(3)団体等）に対する売上税の取扱い

米国では、連邦法上の 501(c)(3)⁸の認定を受けていることが、そのまま州売上税の免除につながるわけではない。売上税は州税であり、免除の可否・範囲・手続はそれぞれの州法が定めるため、団体は州ごとに別途申請を行い、当該州の免税証明書（Exemption Certificate）の交付を受ける必要がある（Sales Tax Institute, 2025b）。

実務上は、ニューヨーク、ニュージャージー、テキサス、フロリダ、イリノイ、ペンシルベニア、メリーランド等の多くの州が、非営利団体が自らの非課税目的のために行う購入について広範な免除を認めており、免税証明書を提示することで仕入れ時の売上税が課されない。他方、アリゾナ、カリフォルニア、ハワイ、サウスカロライナ、ワシントンの各州は非営利団体の購入に対する包括的な免除を設けておらず、ジョージア州のように目的を限定した部分的な免除にとどめる州もある（Sales Tax Institute, 2025b；Wiss, 2025）。

したがって、「501(c)(3)の認定を受けていれば全米どこでも仕入れが免税になる」という理解は正確ではない。もっとも、免除を認める州においては、相手方が小規模業者であるか否かにかかわらず買手である非営利団体の側で税負担が生じない仕組みとなっており、売手の登録状況によって買手の負担が変動する日本のインボイス制度とは、負担配分の考え方が大きく異なる。

3. 英国の付加価値税（UK VAT）における実態

3.1 英国 VAT の基本構造と高い免税点（Registration Threshold）

英国はインボイス方式による多段階課税（VAT）制度を採用している。英国における最も大きな特徴は、非常に高い VAT 登録義務基準額（免税点）が設定されている点である（HM Revenue & Customs, 2026）。

英国における VAT 強制登録閾値は、過去 12 か月の課税売上高が 90,000 ポンド（2024 年 4 月 1 日から据え置かれており、1 ポンド＝約 210 円の為替水準で約 1,900 万円相当）⁹である（HM Revenue & Customs, 2026）。日本の 1,000 万円基準と比較して倍近く高く設定されており、英国の小規模事業者（フリーランス、個人事業主、地域の非営利団体等）の多くは VAT 非登録業者（Unregistered businesses）として存続している。つまり英国では、日本よりもはるかに多くの小

⁷ 使用税（Use Tax）とは、本来課されるべき売上税が仕入れの際に徴収されなかった場合に、買手側が自ら申告・納付する補完的な税である。州外の業者からの購入などで売上税が課税されない場合の課税漏れを防ぐ仕組み。

⁸ 内国歳入法第 501 条(c)(3)は、宗教・慈善・教育・科学等を目的とする団体を内国歳入庁（IRS）が非営利団体として認定し、連邦法人所得税等を免除する規定である（Internal Revenue Service, 2024）。

⁹ 英国では課税売上高が登録閾値（90,000 ポンド）を超えた事業者は HMRC（歳入税関庁）に VAT 登録の届出を行う義務があり、登録後は VAT の請求・納付および申告が必要となる。あわせて登録抹消の閾値は 88,000 ポンドとされている（GOV.UK, 2026）。

規模事業者が「そもそも登録しなくてよい」という立場にとどまれるため、インボイス制度が抱えるような摩擦が生じにくい。

3.2 VAT 非登録業者（Unregistered Suppliers）からの仕入れと仕入税額控除

英国の VAT 制度（HMRC：歳入税関庁管轄）において、VAT 非登録業者から物品やサービスを調達した場合、その請求書には VAT（標準税率 20%）が含まれない（HM Revenue & Customs, 2026）。

この場合の買手側（VAT 登録事業者）の税務処理および経済的影響は、表 1 のとおりである。

表 1 英国 VAT 制度における仕入先区分と買手側の負担関係

取引区分	請求金額の内訳	仕入税額控除（Input VAT Recovery）	買手の実質負担と税負担影響
VAT 登録業者からの仕入れ	本体価格 100 + VAT20 = 計 120	20 を全額控除可能（Net コスト = 100）	仮払 VAT は仮受 VAT と相殺されるため、税コストゼロ。
VAT 非登録業者からの仕入れ	本体価格 100（VAT 請求なし）= 計 100	控除対象となる VAT が存在しないため 0	VAT が上乗せされていないため、買手に控除すべき VAT はそもそも生じない（Net コスト = 100）。

英国では、VAT 非登録業者は請求書に VAT を上乗せしないため、買手には控除すべき VAT がそもそも生じず、買手のコストは本体価格のみとなる。課税事業者と非登録業者の区別が取引の当初から明確であり、価格もそれを前提に形成されている点が特徴である。なお、非登録業者の価格には、自らの仕入れの際に負担した VAT（控除できないもの）が含まれ得るため、その意味での税の累積は英国でも生じている。

これに対し日本では、消費税の導入時に帳簿方式が採られ、取引の外形上、課税事業者と免税事業者の区別がつかなかったことから、免税事業者であっても消費税相当額を含んだ価格で請求するという実務慣行が広く定着してきた（財務省, 2026）。国税庁も、免税事業者が請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取ることは、消費税の仕組み上予定されていないとしている（国税庁, 2026c）。インボイス制度は、複数税率の下で適正な課税を確保するために導入されたものであり（財務省, 2026）、課税事業者と免税事業者を明確にし、取引の中で実際にどのように消費税が課税されているのかを明確にしていく狙いがあるといえる。したがって、「税込みで払ったのに仕入税額控除が認められない」ことを、直ちに二重負担と捉えるのは適当ではない。もっとも、消費税の導入から長い期間が経過し、免税事業者であっても消費税相当額を含めて請求することが当然のように行われてきたことや、シルバー人材センターのように、そもそも消費税を意識した価格形成がされてこなかったケースもあることから、インボイス制度による影響が大きいことは事実である。英国との違いは、制度の設計そのものよりも、長年定着した価格形成の慣行から、課税関係が明確な取引へと移行する過程にあるといえる。

3.3 ゼロ税率（Zero-Rated）と免税（VAT Exempt）の違い

英国の VAT 制度では、「ゼロ税率（Zero-rated）」と「非課税/免税（Exempt）」が明確に区別されている（HM Revenue & Customs, 2026）。

- ゼロ税率（Zero-rated）：食料品、子供用衣服、本・新聞、身体障害者用設備等。消費者に VAT は課されないが、事業者は仕入 VAT を全額還付請求できる。平たく言えば「税率が 0%で

あるだけの通常の VAT 課税取引」であり、事業者にとっては仕入時に払った VAT をきちんと取り戻せる点が重要である。

- 免税（Exempt）：金融サービス、保険、教育、医療、一部の慈善活動等。VAT は請求できないが、同時に関連する仕入 VAT の控除も認められない（Partial Exemption 制度による複雑な按分計算が必要）¹⁰。「ゼロ税率」は税率が 0% なだけの VAT 取引だが、「免税」はそもそも VAT の世界の外にある取引という違いがあり、この 2 つを混同しないことが実務上のポイントである。

4. まとめ

表 2 は、日本、米国、英国における間接税・インボイス制度および小規模仕入先からの調達にかかる税負担構造を比較整理したものである。

表 2 日本・米国・英国の間接税およびインボイス制度の比較一覧

比較項目	日本（消費税・適格請求書）	米国（州小売売上税：RST）	英国（付加価値税：UK VAT）
税制の基本構造	多段階課税（インボイス方式）	最終消費段階のみの単段階課税	多段階課税（インボイス方式）
事業者免税点（閾値）	基準期間の課税売上高 1,000 万円	州内事業者に一般的な免税点はない。州外事業者には経済的ネクサス基準（売上 10 万ドル等）	売上高 90,000 ポンド（約 1,900 万円）
非登録・免税仕入先との取引	控除制限あり（経過措置で 80%→70%→50%→30%→0%。一の仕入先から年 1 億円超の部分は適用外）	転売用は転売証明書で非課税。事業用の最終消費には使用税が発生	VAT が上乗せされないため、控除すべき VAT は生じない
取引価格における「税の存在」	帳簿方式の下で、免税事業者も消費税相当額を含む価格で請求する慣行が定着	免税業者・非登録業者は税を非請求	非登録業者は VAT（20%）を非請求
公益法人・非営利団体への特例	一般事業者と同様のインボイスルールが適用される	州ごとの制度。多くの州で免税証明書により購入が免除されるが、加州・ワシントン州等には包括的免除がない	慈善団体（Charity）向けゼロ税率・免税規定あり

注：米国の「経済的ネクサス」とは、州外の事業者であっても当該州における売上高や取引件数が一定基準を超えた場合に売上税の徴収・納付義務が生じるという考え方であり、2018 年の連邦最高裁判決（South Dakota v. Wayfair, Inc.）を契機に多くの州で導入された。日本・英国の事業者免税点とは性格が異なる点に留意されたい。

国際比較を通じて明らかになったのは、英米においては、免税（非登録）事業者が税を上乗せしないことを前提に取引価格が形成されており、課税関係が取引の当初から明確であるため、免税事業者からの仕入れをめぐって日本のような摩擦が生じにくいという点である。

- 米国では、転売証明書により事業者間取引の段階での二重課税が防止されている。非営利団体の購入についても、免除を認める州では免税証明書の提示により仕入段階の税負担が生じない（ただし免除の有無・範囲は州によって異なる）（Sales Tax Institute, 2025a, 2025b）。

¹⁰ 部分免税（Partial Exemption）制度とは、課税売上（VAT を請求できる取引）と非課税売上（VAT を請求できない取引）の両方を行う事業者が、仕入 VAT のうち非課税売上に対応する部分を除いて控除額を按分計算する仕組みである。計算方法が複雑なため、多くの英国事業者にとって実務上の負担となっている。なお、免税取引に対応する仕入 VAT が回収できないことは、英国の慈善団体にとって長年の負担要因として指摘されている。

- 英国では、非登録業者が VAT を請求しない取引慣行が当初から確立しており、買手には控除すべき VAT が生じない。さらに 90,000 ポンドという高い免税点により小規模業者が保護されている（HM Revenue & Customs, 2026）。

我が国における消費税は長年「帳簿方式（いわゆる益税問題を含んだ価格転嫁慣行）」で運用されてきたため、免税事業者（シルバー人材センターの会員、フリーランス、小規模 NPO 等）の取引価格には消費税相当額が事実上埋め込まれている。ここでいう「益税」とは、免税事業者が取引先から受け取った消費税相当額を国に納めず、そのまま手元に残せることを指す通称であり、インボイス制度はこの益税を解消することも目的の一つとしている。

この状況下で経過措置の控除割合が 2026 年 10 月以降 70%へ引き下げられ、さらに一の仕入先から年 1 億円を超える部分が適用外とされたうえ、2031 年 10 月以降に控除措置自体が終了（0%）すると、取引価格の見直しが進まない場合には、公益法人のように小規模事業者や高齢者を直接支援・活用するセクターにおいて、「仕入先を変更（排除）するか」「自団体が負担増を受け入れるか」という難しい選択を迫られるおそれがある（公益法人協会, 2026）。経過措置は、こうした影響を緩和するために設けられたものである。

<実務的提言>

- 経過措置の趣旨を踏まえた激変緩和と取引環境の整備：経過措置は、帳簿方式の下で定着した価格慣行からインボイス制度への移行に伴う影響を緩和するための措置であり、インボイス制度の趣旨に照らせば、これを恒久化する方向で議論することには難しさがある。他方で、シルバー人材センターのように消費税を意識した価格形成がされてこなかった分野など、影響の大きい取引も存在する。経過措置の段階的な縮小の過程で影響を注視し、取引価格の適正な見直しや取引環境の整備が進むよう、必要な配慮を求めていることが重要である。
- 公益法人等に対する買手側特例の検討：米国では、州により差はあるものの、非営利団体の購入について免税証明書により売上税を課さない仕組みが広く用いられている。こうした「買手の属性に着目した配慮」の考え方を参考に、社会的な共助・公益活動を担う法人が負担する消費税への配慮のあり方について、中長期的に検討することが考えられる。
- 1 億円基準の運用の明確化：令和 8 年度税制改正で導入された経過措置の金額基準は、一の仕入先ごとの年間合計額により判定されるため、多数の小規模事業者と継続的に取引する法人では集計・管理の事務負担が新たに生じる。判定方法や帳簿要件に関する具体例の早期提示が望まれる。

文 献

Avalara (2025) Nonprofits and Sales Tax: What Nonprofits Need to Know.

GOV.UK (2026) Register for VAT: VAT registration thresholds and the registration process.

HM Revenue & Customs (HMRC) (2026) VAT registration thresholds and rules for unregistered businesses.

GOV.UK.

Internal Revenue Service (IRS) (2024) Exemption Requirements – 501(c)(3) Organizations.

OECD (2024) Consumption Tax Trends 2024: VAT/GST and Excise, Core Design Features and Trends. OECD Publishing, Paris.

Sales Tax Institute (2025a) What is a resale certificate and who can use one?

Sales Tax Institute (2025b) Which Organizations Are Exempt from Sales Tax?

Tax Foundation (2025/2026) State and Local Sales Tax Rates, 2025/2026 Edition.

Wiss (2025) State-by-State Nonprofit Sales Tax Exemptions.

公益財団法人公益法人協会（2026）『令和 9 年度税制改正に関する要望書』Ⅲ-4「消費税インボイス制度における仕入税額控除の経過措置の恒久化」.

公正取引委員会（2025）『2026 年 1 月から下請法が「取適法」に！委託取引のルールが大きく変わります』.

国税庁（2026a）『令和 8 年度税制改正特集（免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置の見直し）』.

国税庁（2026b）『消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A』（令和 8 年 5 月改訂）.

国税庁（2026c）『消費税の軽減税率制度に関する Q&A（個別事例編）』（令和 8 年 4 月改訂）問 111.

財務省（2023）『インボイス制度の概要及び経過措置の適用について』.

財務省（2026）『消費税に関する基本的な資料』（仕入税額控除制度の改正の経緯）.

財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省（2022）『免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A』（令和 4 年 1 月 19 日公表）.

（白石 喜春）

監修：協坂税務会計事務所 所長 協坂誠也